

工作物

石綿事前調査者講習



大気汚染防止法の改正により、令和8年1月1日以降に着工する工作物の解体・改修工事は、工作物石綿事前調査者の資格を取得した者等による事前調査を行う必要があります。

建築物内に設置されているボイラーや配電設備等においても資格者による事前調査が必要です。

この度、一般財団法人日本環境衛生センターの協力を得て、福井市で資格取得講習を開催しますので、是非この機会に受講をご検討ください。

11月11日(火) 12日(水) 2日間

10:00 ~ 18:30 (予定) 《 9:40 受付開始 》

会場 福井県立図書館 多目的ホール (福井市下馬町51-11)

共催 一般財団法人日本環境衛生センター
福井市

受講料 49,500円(消費税、テキスト代込)

内容 講師による講義と動画視聴による講義(座学)、筆記試験

取得資格 工作物石綿事前調査者

定員
50名

申込方法 : 下記の申込フォームからお申込みください。

<https://business.form-mailer.jp/lp/059ee1b6292610>

申込期限 : 令和7年10月31日(金)まで

定員に達し次第、締め切りとさせていただきます。



受講には、受講資格(学歴や実務経験等)のいずれかの条件を満たす必要があります。

(裏面の表をご確認ください。)

資格取得には、2日間の講習の受講と筆記試験の合格が必要です。

【 受 講 資 格 】

受講資格 区分番号	学 歴 等	実務経験年数
1	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>工作物に関する実務経験年数</u> : 2年以上
2	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程またはこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)	卒業後の <u>工作物に関する実務経験年数</u> : 3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>工作物に関する実務経験年数</u> : 4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、工学に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>工作物に関する実務経験年数</u> : 7年以上
5	「1~4」に該当しない者(学歴不問)	<u>工作物に関する実務経験年数</u> : 11年以上
6	建築行政または環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関わる者	実務経験年数: 2年以上
7	特定化学物質等作業主任者技能講習(1)を修了した者	<u>工作物石綿事前調査に関する実務経験年数</u> : 5年以上
8	石綿作業主任者技能講習(2)を修了した者(実務経験年数不問)	
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者(3)	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数: 2年以上
11	作業環境測定士(4)	<u>工作物石綿事前調査に関する実務経験年数</u> : 5年以上

【海外の大学で工学課程を卒業した方など 1~11 に該当しない方は事務局までお問い合わせください。】

- 1 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第八号)に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号
- 2 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第十八第二十三号
- 3 労働安全衛生法第九十三条第一項
- 4 作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう



当日、会場にお車で来られる方は、図書館駐車場をご利用ください。(無料)

複数名にてご参加の方は、なるべく乗り合わせてお越しください。



お問い合わせ

《本紙・記載内容に関すること》

福井市役所 環境廃棄物対策課(環境指導係)

TEL: 0776-20-5398 FAX: 0776-20-5675

E-mail: kantai@city.fukui.lg.jp

《申込・受講資格・講習に関すること》

一般財団法人日本環境衛生センター

TEL: 045-285-3710